



Title	中世西大寺の寺院組織について：律家と寺僧の役割を中心に
Author(s)	大石, 雅章
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1980, 14, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48009
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中世西大寺の寺院組織について

——律家と寺僧の役割を中心に——

大 石 雅 章

はじめに

最近、寺院組織の研究は、形式論的な研究を脱却し、在地の動向を踏まえた上で、寺院組織の機能と役割を具体的に解明していくという方法でおこなわれつつある。⁽¹⁾しかし、このような視角での研究はまだまだ不十分で、第一歩を踏み出したに過ぎない。以前に私は寺院勢力を理解するに当り、寺院組織内部に上層農民が進出していることから、今までの如く寺院を単に莊園領主としてのみ把握することに疑問を示した。⁽²⁾そこで、上層農民が寺院組織内で如何様な位置に置かれ、活動を行い、支配者階級と対峙したかを明らかにすることが、寺院組織の機能と役割を理解する上で大切であると思われる。故に本稿では、この点に注目しながら、鎌倉前期から南北朝期にかけての西大寺寺院組織を検討する。⁽³⁾

まず、この時期の西大寺について簡単に触れておく。周知の如く西大寺は鎌倉後期に叡尊によって復興され

た。当時の西大寺には二つの僧集団が存在し、寺僧・律家と呼ばれていた。しかし叡尊入寺（一二三五年）以前の西大寺には律家は存在せず、この寺院は別当と寺僧のみで構成され、寺僧の衆議によつて運営されていたと推測される。別当は興福寺寺僧であり、領主階級として寺務の得分を獲得しているが、寺僧の大半は給田を与えられ、領主階級内の年貢の分配にあずかりながらも、西大寺から年貢を納める作人として把握された在地の上層農民であった（西大寺別当が興福寺寺僧であることは後述する）。ところが叡尊が入寺して活発な布教活動を展開し、一般民衆から天皇・上皇・北条氏等の権門に至るまでの多くの人々の信仰を集め、多くの田畠や莊園の寄進を受けた。そして新たに形成された叡尊の門流を律家と呼んだ。律家は出身地が全国各地に散在し、寺僧の如き近辺の上層農民とというような在地性を有する者ではなく、諸権門と密接な関係を保つことにより政治力・経済力を形成・維持する僧達であった。このような中で一二七八年（弘安元）西大寺別当乗範が叡尊に「執行職之檢断以下」を寄附し、西大寺運営の実権は叡尊に移ることになった。これ以後律家は寺僧に対して優越的な地位を確立した。そのために弘安以前まで西大寺運営に携わってきた寺僧は機会あるごとに律家に対して抗争を重ねたが、その抗争もすべて敗北に終わった。⁽⁴⁾

以下、律家が優越的な地位を確立した鎌倉後期から南北朝期にかけての西大寺寺院組織を、寺僧と律家の位置・役割に注目しながら考察していく。

一 役職について

(一) 寺僧の役職

西大寺の寺院組織機構内で寺僧と律家がどのような位置を占め、いかなる役割を果たしていたかを明らかにするために、まず西大寺文書に現われる役職が寺僧と律家のどちらに補任されるものかを明確にしておく必要がある。

鎌倉後期から南北朝期にかけて西大寺文書に現われる役職は、別当・少別当・寺主⁽⁵⁾・公文^(代)・上座^(代)・執行^(代)・小目代・五師・供僧・三昧・奉行・知事・知僧事・綱維・寺僧奉行・寺本奉行・年預・当行・淨行である。

さて、これらの役職の内寺僧が補任されるものからみていきたい。寺僧は律家に対して抗争を重ね、その度に敗北宣言のようなかたちで請文を提出した。現在西大寺文書には一二八七年(弘安一〇)・一三三三年(元亨三)・一三三四年(文和三)・一三七三年(応安六)・一三九〇年(明德元)の寺僧の請文・請文案が残っている。この請文^(案)に記載されている役職はすべて寺僧が補任されるものであると考えてよいであろう。そこでそれを表Ⅰにまとめてみると、寺主^(代)・公文^(代)・上座^(代)・執行^(代)・小目代・五師・供僧・三昧・当行が寺僧の役職であることが明らかになった。また一二八二年(弘安五)に西大寺四王金堂六口淨行職に補任されている六名の僧は、同年の当行衆八名の内上位六名と同一人物であり、淨行もまた寺僧が補任される役職であった。当時の西大寺文書に見出される役職の内、前述したもの以外は別当・少別当を除き律家が補任される役職であろう。この点については後述する。

さて、寺僧が補任される役職の職掌について検討したいが、それを示す史料が少なく具体的に解明しない。ただ西大寺においても他の寺院と同様に上座（代）・寺主（代）という三綱が寺僧内の庶務を担当していたのではないかと推測される。律家が寺僧春清に三昧供田を補任する時、「三人沙汰人」を召し仰せ付けている。⁽⁸⁾沙汰人という言葉は一三四三年（康永二）の寺僧の借用証文案に「仍為後日、證文加沙汰人等判形之状」とあり、さらに一三六〇年（延文五）の西大寺別当に提出した寺僧の注進状にも「沙汰人等注進之状」と記されている。前者の署名は寺主永判・公文源春・上座代琳寛であり、後者のそれは寺主幸春・公文範盛・執行代貞海であった。また沙汰人と明記されていないが表ⅠのEでは寺主重瑜・公文範盛と並んで小目代頼深が署名している。このように三人沙汰人とは寺主・公文・上座代または執行代か小目代を指すものであると推定される。

〔表Ⅰ〕 寺僧が補任される役職

符号	年・月・日	西暦	寺主	公文	上座代	執行代	小目代	五師	供僧	三昧	当行	署名者数
A	弘安10.6.22	1287	○	○				○ 5名	○	○ 6名		14名
B	弘安10.6.23	1287									○ 10名	10名
C	元亨3.10.19	1323	○		○			○ 3名	○			30名
D	文和3.8.9	1354	○	○				○ 5名	○			28名
E	応安6.1.12	1373	○	○			○					3名
F	明德1.9.6	1390	○	○		○		○ 6名	○ 5名			13名

(注) 文書に記載されている役職に○を付けた。複数の場合にはその人数を記した。

Fでは五師重瑜が執行代を兼帯している。

D・Fは原文書であり、A・B・C・Eは案文である。

る。東大寺の場合執行には三綱の内でも最高位の者が就任していること⁽⁹⁾から、おそらく西大寺においても上座(代)が執行(代)を兼帯することも多かったのではなからうか。一三五四年(文和三)の次郎入道殺害事件に端を発した律家と寺僧の抗争で、寺僧方の中心人物であった武蔵房琳俊は、執行代であると同時に小目代であった⁽¹⁰⁾。おそらく寺僧の中で上座(代)または執行(代)か小目代・寺主(代)・公文(代)という役職が中心となって事務処理を行っていたのであろう。なお三綱の内、都維那は当時の西大寺文書にはみえず公文がこれにかわるものであったと推測される。

また、五師・供僧はこれら沙汰人と共に署名することがよくある。一三六六年(貞治五)の律家と共に定めた白衣寺僧座席に関する置文、寺僧の律家に対するその請文、一三一八年(文保二)から現われる寺僧の借用証文案十通等⁽¹¹⁾がそれである。特に五師に関しては上座(代)・執行(代)という沙汰人の上位の者が兼帯することがある。一三一八年(文保二)五月九日、同六月一四日、翌年三月三日、同四月八日の四通の借用証文案には上座代定西と共に五師定西が署名しており、一三四年(暦応四)七月三日の借用証文案には上座代琳寛と共に五師琳寛が署名している。この場合の定西も琳寛も、同一人物と考えてまず誤りないであろう。表ⅠのFに署名している五師重瑜は執行代であり、一七年前の一三七三年(応安六)には寺主職に補任されていた⁽¹²⁾。西大寺では五師に補任される寺僧は上座(代)・執行(代)と相並ぶ上位の者と推定される。

次に、三昧・当行・淨行についてのべておく。三昧供僧は表ⅠのAに六名が署名しており、彼等に二段ずつの三昧供田が給田として与えられている⁽¹³⁾。当行衆(上位六人が淨行衆である)は表Ⅰの如く一二八七年(弘安一〇)の請文では寺主・公文・供僧・五師・三昧とは別に請文を提出しており、弘安期には寺主・公文・供僧・五師等の

僧と当行衆との間に学侶層と堂衆層といった身分的区別が存在したとも推測される。しかし弘安の請文を除いて以後の請文はすべて一通のみで、一三〇五年（嘉元三）に四王金堂六口浄行職に補任された覚性⁽¹⁴⁾は表ⅠのCでは寺主・上座代等寺僧二九名と共に署名を行っている。また一三三六年（建武三）三月二三日の寺僧の借用証文案にも彼は供僧として寺主・公文代・上座代・五師と共に署名している。このことは少なくとも鎌倉末期以降の西大寺には寺主・公文・五師・供僧等と当行衆との間に身分的区別はなかったことを示している。執行代・小目代となっている有力寺僧武蔵房琳俊や、三昧供田の補任をめぐって寺僧重賢と争っている寺僧出雲房春清が、当行衆の父達と同様に西大寺に年貢を納める作人として把握され⁽¹⁵⁾、その在地身分の同一性を考慮するならば、当然彼等に学侶身分・堂衆身分という如き身分差を求めることは適切でないと考える。むしろ当行も寺主・公文と同様に寺院内における職掌分担を示す役職にすぎないのではないだろうか。浄行には三昧と同様に二段の供田が与えられている⁽¹⁶⁾。

ここで、寺僧の総数についてみておきたい。表ⅠのDにはその闘争の張本人として召放たれた三名の寺僧を除き、残り全員が署名していると考えられ、その署名者数は二八名であった。また表ⅠのCの署名者数は三〇名であり、当時の寺僧の総数は三〇名前後であったと推定される。

以上、寺僧が補任される役職について述べてきた。それは寺主（代）・公文（代）・上座（代）・執行（代）・小目代・五師・供僧・三昧・当行・浄行である。これらの役職の大部分は興福寺その他南都諸寺院にもみられるものであった⁽¹⁷⁾。そしてこれらの役職の中で上座（代）または執行（代）か小目代・寺主（代）・公文（代）が沙汰人と呼ばれ、寺僧内の事務を担当していたと考えられる。

次に、別当と少別当についてみておく。一二七八年（弘安元）に西大寺別当であった乗範⁽¹⁸⁾は一二八三年（弘

安六)に興福寺権別当となった。⁽¹⁹⁾ また一三五六年(延文元)には西大寺別当であった範宗は一三五三年(文和二)⁽²⁰⁾に興福寺権別当となつてゐる。⁽²¹⁾ すなわち西大寺別当に補任される僧は興福寺寺僧であり、その内でも興福寺権別当になりうるトップクラスの寺僧であつたのである。

当時の西大寺文書で少別当が現われるのは興福寺寺僧である別当が西大寺に係つてきた時のみであるが、その地位や職掌についてはよく分らない。⁽²²⁾ 補任される僧についてみれば、一三六〇年(延文五)の少別当五師英豪が西大寺僧であるならば、五師に補任されてゐることから寺僧でなければならぬ。しかし一三五四年(文和三)の請文案に署名してゐる二八名の寺僧の中に彼の名は見えず、この五師は興福寺の役職であり、彼は興福寺寺僧であると考えられる。また建暦・弘安にかけてみられる少別当源範も一二八七年(弘安一〇)の二通の請文の署名者の中にはなく、少別当も別当と同じく興福寺寺僧が補任される役職であることを示してゐる。

(二) 律家の役職

鎌倉後期・南北朝期にみられる役職の内、前述した寺僧が補任されるものと興福寺寺僧が補任される別当・少別当を除く残りの役職は、奉行・知事・知僧事・綱維・寺僧奉行・寺本奉行・年預である。この役職が記載されてゐる文書の一部を表にしたものが表Ⅱである。表ⅡのFの奉行・Gの綱維寥源、Eの寺僧奉行円如、Eの寺本奉行淳宣は共に一三六七年(貞治六)八月の「西大寺敷地四至内検断規式条々」の署名者である。この規式の文末には「依之遺弟等、或任寄附領掌之素意、或案律法久住之大綱、粗録十餘條、備當所之龜鏡者也、仍為後代加署判之狀如件」と記載されてゐる。「律法久住之大綱」を案ずるということから、この規式を制定して署名してゐる者は律家

であることが判明する。「遺弟」という言葉も叡尊の法脈を継承する弟子という意味で使用されているのである。このようにこの規式に署名している寥源・円如・淳宣は律家であり、彼等が補任されていた奉行・綱維・寺僧奉行・寺本奉行は律家が補任される役職である。

知事に関しては表ⅡのDの内容からみていきたい。「戌亥山谷・田畠事、任 綸旨之旨、僧中一円雖可進止、依秋篠沙汰、寺僧方借物莫太相積、四王供田以下厳重佛神新田等、或令沽却、或置質券^{云々}、仍可蒙扶持之由、頻懇望」という「白衣寺僧歎申条々」に対して律家が評定した定文がこのDである。故にDに署名している僧は律家であり、知事は律家が補任される役職である。一二七九年（弘安二）三月の「西大寺寺主職補任状」の案文二通（A・B）に記されている署名者禪覚はAでは知事、Bでは知僧事となっている。おそらく知事と知僧事は同じ役職と推定される。年預についてはCの四王金堂六口浄行職の補任が律家の拠点である寶塔院⁽²³⁾の和合衆の議定

〔表Ⅱ〕 律家が補任される役職

符号	年・月・日	西暦	文 書 名	奉行	知事	知僧事	綱維	寺僧奉行	寺本奉行	年頭
A	弘安2.3	1279	西大寺寺主職補任状案(1)		禪覚					隆賢
B	弘安2.3	1279	西大寺寺主職補任状案(2)			禪覚				隆賢
C	弘安5.6	1282	西大寺四王金堂六口浄行職補任状案			禪覚				隆賢
D	嘉暦2.10.2	1327	西大寺衆僧等連署定文		証正		弥誉			
E	延文元.4.11	1356	菅原琳俊契約状案				円空	円如	淳宣	
F	延文3.12	1358	森屋庄年貢支配置文	寥源						
G	延文4.11.10	1359	西大寺新池并井料米置文				寥源			

(注) すべて『西大寺文書』による。

によつて決定されていることから、Cは律家から出されたものである。故に律家の役職である知僧事と共にCに署名している年預は律家が補任される役職と考えてよいであろう。

次に、律家の役職についてその職掌を検討すべきであるが、それを示す史料は乏しい。ここでは特に西大寺寺院組織機構内で上層農民である寺僧や在地と密接に係る寺僧奉行・寺本奉行について述べることにする。一三五四年（文和三）五月二十八日に寺僧が「寺北陣」にて、もと律家の下部であつた次郎入道を「打殺」するという事件がおこつた。そして「其夜公文代覚賢房・寺主代対馬房」が「寺僧奉行」のところへきて「次郎入道本盗犯之上、今又盗苗、重犯者之間、為若輩之沙汰打殺候了」と報告した。⁽²⁴⁾ また一三六七年（貞治六）の「検断規式条々」には、犯料人が寺僧・郷民であるならば寺僧奉行がその処理のために新たに選ばれた奉行人と共に執行されるべしと決められている。このように寺僧奉行は名の如く律家側の寺僧に対する窓口であり、寺僧に関する事柄を扱う奉行であつた。

寺本奉行については「寺本」の語義から説明する。一二五一年（建長三）の「西大寺々本検注^并目錄取帳写」に記載されている田畠は、北辺二坊・同三坊・同四坊・一条二坊・同三坊・同四坊・二条三坊等の西大寺寺中寺辺に存在している。また一三六八年（応安元）二月八日の「西大寺寺本田畠所当米公事請文」に記載されている田畠には西隆寺・一条・外大門・茶園・坂垣内・フタセマチャ・穴口の小字がみられる。鎌倉時代の「西大寺敷地図」⁽²⁵⁾には一条二坊の九坪・一〇坪・一五坪・一六坪に西隆寺の名がみられ、そこは西大寺領と記されている。前述した一二五一年の「検注^并目錄取帳写」ではそこに三町七段一八〇歩の田畠が存在した。またこの敷地図には南一条大路に面した西大寺の南大門が外大門と記されており、茶園が北辺三坊一坪に存在している。したがって坂垣内等二

・三の小字の位置を明らかにしえないが、西隆寺・一条・外大門・茶園の小字の位置から、この請文に記載されている田畠も西大寺中寺辺に存在していたと推定される。すなわち「寺本田畠」は西大寺の「寺の下もとの田畠」という意味である。おそらく寺本奉行は「寺の下もと」を扱う奉行であつたと考えて良いであろう。西大寺の寺辺に存在したと思われる新池とその井米米に関して、その管領は寺本奉行と寺僧奉行が行うことになっている。⁽²⁶⁾このことから寺本奉行は西大寺寺中寺辺（寺の下もと）を管轄する奉行であつたと理解される。

以上、律家の役職は奉行・知事（知僧事）・綱維・寺僧奉行・寺本奉行・年預である。そして、律家は寺僧奉行寺本奉行によつて上層農民である寺僧や在地を支配していたと考えられる。次の章では律家と寺僧が西大寺寺院組織機構内で如何様な立場にあつたかを検討してみる。

二 寺院組織機構内での律家と寺僧の位置

（一）役職補任について

寺僧が役職に補任されるその補任権の所在を明らかにするために、鎌倉後期から南北朝期にかけての補任状、補任状案、補任に関する文書を年代順に並べたものが表Ⅲである。補任の決定はA・G・Hでは「依衆僧之議定」、Dでは「衆僧加評定置」となっており、その「衆僧」の構成員については不明である。しかしB・Cでは「依寶塔院和合衆之議定」となっており、寶塔院は律家の本拠であることから「和合衆」は律家である。またすべての補任状（案）に衆首沙門（律家の長老）が奥上署判をしている。このような点を考慮すればA・D・G・Hの「衆僧」も律家であると考えるべきであろう。

なお、Eの白衣寺僧三昧供田補任に関する置文では「黒白評定可補之旨」というように黒（律家）・白（寺僧）⁽²⁷⁾の合議でなされている。この置文が作成される原因となった三昧供田の補任をめぐる寺僧重賢と寺僧春清の相論が同年の二月から四月にかけて行われた。まず「今年長老西国御下向之前、以頼覚之闕令補春清之由、召三人沙汰人被仰付畢」ということで春清に三昧供田が補任されることになった。⁽²⁸⁾これに対して重賢は「當寺供田者、任藹次被補任之條、往古以来規式也、而今春^(清)誓末座、而令超越重賢之條、子細何事乎」と春清より藹次の高い自分に補任されるべきであると訴えた。⁽²⁹⁾その訴えた先は彼の訴状の文末に「為御不審者、早有御尋寺僧方」と記していることから、律家であることが判明する。そして重訴状・重陳状までかわされ、五月三日に律家の奉行の署名で契約状⁽³⁰⁾が大進房重賢・出雲房春清宛に出された。

〔表Ⅲ〕寺僧の役職補任の決定機関と署名者

符号	年・月・日	西暦	文 書 名	決 定 機 関	署 名 者
A	弘安2.3	1279	寺主職補任状案	衆僧之議定	知事(知僧事)・年預
B	弘安5.6	1282	六口淨行職補任状案	寶塔院和合衆之議定	知僧事・年預
C	嘉元3.12	1305	六口淨行職補任状	寶塔院和合衆之議定	知僧事
D	元徳元.8.26	1324	公文職還補状	衆僧加評定置	知事・網維・寺僧奉行
E	康安2.5.3	1362	白衣寺僧三昧供僧田置文	黒白評定	律家10名・寺僧9名
F	貞治5.12.23	1366	白衣寺僧座席置文	随僧坊之命	律家10名
G	応安6.2	1373	寺主職補任状案	衆僧之議定	知事・寺僧奉行
H	永和2.4	1376	公文職補任状案	衆僧之議定	知事・寺僧奉行

(注) すべて『西大寺文書』による。

補任状(案)には衆首沙門(律家の長老)が奥上署判をしている。

その内容は次の三昧供田の闕が出るまで「供田二反之内、各一反大進公南ハタ、出雲公西ムロ、所令領知也」となっている。このように律家が三昧供田補任のために寺僧沙汰人を召し仰せ付けていること、寺僧内で補任をめぐる相論がおこった場合その上級権力者として律家が裁決していることから、前述した「黒白評定」も律家と寺僧が共に補任権を有するのではなく、本質的には律家がこれを掌握していたと考えられる。

さらに、この三昧供田の置文が作成されてから僅か四年後の一三六六年（貞治五）につくられたFでは「當寺々僧等座席、隨僧坊之命、不可有違背之由、自往古堅所有制禁也、（中略）若於背先規并評定之旨輩者、速可削寺僧（列）一烈之名字」ということになっていた。一三六四年（貞治三）の「西大寺井料取納帳」に記載されている田畠が「白衣方分」と「僧坊方分」とに二分されており、「白衣」が寺僧であることから、「僧坊」は律家を指す言葉である。Fの「僧坊之命」に随うことは律家の命に随うことであり、寺僧は律家の命に背くならば、寺僧一列の名字を削られ追放される立場の者である。そして寺僧は律家に「任於先規加御評定蒙下知上者、向後（弥）珍可專其旨候、若違背之仁出来之時者、速可削寺僧一烈之名字候」という内容の請文を提出しているのである。（31）

すなわち、寺僧の役職の補任権に関して、律家が完全に掌握していたのである。（32）一三二九年（元徳元）には寺僧の事柄を扱う寺僧奉行が現われ、それ以後の補任状には必ず知事とともに署名している。

次に、寺僧が役職に補任される条件について検討する。それを示している文書を表にしたものが表IVである。Aでは「相伝之道理」、Bでは「重代之所職」が条件となっている。弘安年間の当行供補任に関しても、寺僧からその闕を補う僧を注進して、律家がそれを補任するという方法がとられているようである。（33）この場合も「相伝之道理」が補任の条件となっていたと考えられる。しかし一四世紀後半のC以降の条件には「相伝之道理」は見られず、そ

れに代って「器用」が現われる。そして一五世紀のFでは「於此職者、不可相統子孫」ということで、「相伝之道理」は完全に否定されていた。

このように寺僧が役職に補任される条件が南北朝期を通じて「相伝之道理」から「器用」であることに変化し、室町期には「相伝之道理」は全く否定された。このことは律家の寺僧支配の強化の一面を示すものである。一四四六年(文安三)の寺主永覚の請文では「仍長老様并御老僧蒙御成敗、可相働者也、若僧衆命違背申事惣者、雖為何時可被召放候」と記載されている。寺僧は律家の命令で相働く者であり、もしそれに背けばいつでも役職を放たれる弱い立場の者であった。

(二) 検断について

一二七八年(弘安元)七月に別当乗範が西大寺の「執行職之検断以下」を叡尊に寄付した時に、検断権は律家に移ったと推定される。⁽³⁵⁾ 一三五四年(文和三)の「寺僧」の請

〔表Ⅳ〕 寺僧の役職補任の条件

符号	年・月・日	西暦	文 書 名	条 件
A	弘安 2 . 3	1279	寺主職補任状案	相伝之道理
B	元徳元. 8 . 26	1329	公文職還補状	重代之所職
C	康安 2 . 5 . 3	1362	白衣寺僧三昧供置文	器用・膺次
D	応安 6 . 2	1373	寺主職補任状案	機用
E	永和 2 . 4	1376	公文職補任状案	機用
F	文安 3 . 6	1446	目代定尊請文	不可相統子孫

(注) すべて『西大寺文書』による。

文では「一於寺辺、云律家行者下部、云鄉民、称有其科、不申入別当、不蒙律家許可而、直不可行自由之檢断事」と記載され、当時寺僧の「自由之檢断」は否定されていた。

一三六七年（貞治六）八月に「西大寺敷地四至内檢断規式条々」が定められた。この「檢断規式条々」では「狼藉出来者、或於衆會、差器用之仁^{僧中}、為奉行^二人可令沙汰之、但犯科人若為寺僧鄉民者、寺僧奉行相共可被執行、若

為行者淨人者、知事相共可被執行矣」となっている。狼藉が出来ると、律家で構成される衆會³⁶でそれを檢断する

奉行二人が「僧中」（律家）から選ばれ、犯科人が寺僧・鄉民であるならば寺僧奉行と相伴つて執行し、行者・

淨人³⁷であるならば知事と相伴つて執行することが規定されている。ここでは執行奉行人となる二人の奉行・寺僧奉

行・知事はすべて律家であり、寺僧は檢断に関して全く権限なき状態であつた。さらに注目すべきことは律家が犯

科人である場合の記載がないことである。この場合は律家が自ら檢断を行い処理したと推測される。一方寺僧の場

合は彼等の内から犯科人を出した時でさえ自ら檢断をなしえず、律家の執行奉行人に従わなければならないのである。この置文に現われた寺僧の立場は律家とは全く異なり、本質的には鄉民等に近いものであつた。³⁸

それでは、現実にこの置文の如く檢断が実施されていたのであろうか。一三七一年（応安四）六月四日に弁才天

拝殿で寺僧である少輔房・定賢房・伊賀房・春宗房と同じ寺僧である伊与房・覚宗房・義円房とが口論し、その結果定賢房殺害までに及ぶ事件がおこつた。³⁹そして少輔房・伊賀房・春宗房の兄弟三人は当日追い出され、少輔房の

住屋は破却された。特に少輔房と伊賀房は以前に「八幡山」において「伐盗」し、「後七日析足并夏中粥析等」を

「盗取」したことにより、「永不可有還住之儀」となつた。また定賢房を殺害した伊与房と覚宗房も「輒不可及還

住之沙汰」となつた。「當寺檢析者、律家進止之間、則任先規致其沙汰候早^畢」と記載されており、この檢断はすべ

て律家がおこない寺僧は全く関与できなかった。ただ寺僧は義円房と春宗房に關して「此二人者、雖^(列)烈当座、始終更不及一言之口入、又不共刃傷殺害之事候間、不有御免之由」と「歎申」して赦罪を請うのみである。結局それも「既為兄弟^(列)烈其座上者、可被處同科、追可有尋沙汰之由」という「僧中」(律家)よりの返答によつて終っている。そしてこの律家の検断の内容は一三六七年の「検断規式条々」の「一殺害事」の条項と矛盾せず、「任先規致其沙汰候^(畢)早」の「先規」とはこの「検断規式条々」を指すものと考えてまず間違いない。このように一三六七年の「検断規式条々」は現実に機能していたのである。

無名人文にも律家に従わなければならない寺僧の姿が現われている。前述した「検断規式条々」では

一 無名人文事 似落書起請

雖狼藉出来、若不露顯者、以無名人文可治定也、其次第者、先書手之名字可注進寺僧方者公文沙汰、僧坊方者知事沙汰、次於四王堂可收納之知事・綱維、寺僧奉行、次於二聖院可被披之、次於衆会加評定、可有罪科也、其書手之分齋者、寺僧者可為上臈中臈、鄉民者可為上十人、淨人者可為上二十人、行者々可為上十人也、(下略)

と記載されている。まず最初に書手の名字が注進されるが、「寺僧方」は寺僧である公文が沙汰し、「僧坊方」は律家である知事が沙汰する。そして寺僧の拠点である四王堂で收納されるが、その沙汰人は知事・綱維・寺僧奉行ですべて律家である。次に律家の建物である二聖院(40)で披かれ、律家で構成される集会(41)で罪科の決定がなされる。おそらく寺僧は四王堂での收納までしか関ることができず、それ以後のことは律家のみでなされていたと考えられる。さらに注目すべきことは律家が書手に属していないことである。それは彼等が支配者として無名人文を資料に判断し、罪科を決定する立場の者であることを物語っている。律家は資料作成のみに携わる寺僧とは全く立場を異にす

る者である。

このように寺僧は検断権を有さず、寺僧内部の事件に関しても自ら処理できず、必ず律家の命令に従わなければならなかった。また無名人文でも寺僧は律家と立場を異にし、被支配者である郷民と等しいものであった。この点から、この一三六七年（貞治六）の「検断規式条々」は律家が寺僧・郷民等の支配強化のために作成したものと考えられる。

(三) 莊園管理について

律家が西大寺運営の実権を掌握した弘安以後、西大寺に寄進された莊園はわかるものだけで十余ヶ庄に及ぶ。ここでは莊園の支配機構内で寺僧の位置とその役割を具体的に示す大和国森屋庄を扱うことにする。

叙尊入寺以前の一二二九年（寛喜元）四月三日の尼尊印の寄進状⁽⁴²⁾には「若自雖代々別当、雖甲乙之輩、有致妨事者、寺僧等早經 奏聞、可蒙勅定也」と記載されている。この莊園は尼尊印から寺僧に寄進されたものであり、面積は二町八段で年貢は二八石五斗である。しかし年未詳の後醍醐天皇の綸旨⁽⁴³⁾ではその所務は律家が行うことになっており、この期間に森屋庄の庄務権は寺僧から律家に移っていた。またこの綸旨には当時森屋庄に「方々違乱」が起っていたことが示されている。そして、一三五三年（文和三）十一月一二日に森屋庄百姓等の起請文が西大寺に提出され、さらに一三五八年（延文三）には律家によって「森屋庄五ヶ条置文」と「森屋庄年貢支配置文」が作成されている。⁽⁴⁴⁾鎌倉末期から南北朝初期にかけておこった「方々違乱」のために、律家は文和から延文にかけて森屋庄の支配を再建したのではないかと推測される。

そこで、この五ヶ条の置文について検討する。

定置

西大寺森屋庄間事

一、寺僧上六人之内一人と僧坊齋戒一兩人、可為其納所沙汰人、其餘人者、不可相綺事、

(中略)

一、當庄百姓等、為毛見対寺僧并定使等、不可酒饗、縱雖致其沙汰、不可受用事、

(省略)

第一条の「僧坊齋戒」とは菩薩戒を授けられた律家方の在家の人間である。⁽⁴⁵⁾ 彼等と共に寺僧の上位六人の内一人が沙汰人となっている。また「毛見」でも「定使」と共に寺僧が担当している。鎌倉後期以降の東大寺の惣寺支配においては寺邊に居住する公人が使者として年貢取立等の雑用に從事し、⁽⁴⁶⁾ 興福寺では郡使・公人が国内の検断を實行し、⁽⁴⁷⁾ 院家の郷民支配では仕丁・承仕が定使として連絡にあたっている。⁽⁴⁸⁾ このような大和における「定使」の身分を考慮すれば、西大寺の「定使」は律家ではなく、彼等の下部である淨人・行人等と推測され、寺僧も「僧坊齋戒」・「定使」という律家の下部と共に律家の命令の下に雑務を行う者にすぎなかったのである。

(四) 用水管理について

西大寺には、すでに宝月圭吾氏によって紹介された⁽⁴⁹⁾ 一三五九年(延文四)の西大寺新池とその井料米に関する置文がある。

定置

西大寺新池并井料米間事

一、彼池之官領、向後者、以寺本奉行并寺僧奉行、可為其仁駄事、

一、諸方之分水平等、不可有偏頗之儀事、

一、分水之時者、為官領之計、差器要仁、可令分之、於彼役人、努不可有別相傳之儀、（下略）

一、井守之仁駄者、於鄉民淨人之中、差器要三四人、可令沙汰、此亦不可有別相傳之儀、（下略）

一、井料米者、段別二升宛之所役也、（下略）

一、彼井料米之官領、以寺本奉行并寺僧奉行、可為其仁駄事、

一、井料米收納之在所、以官物藏可為其納所、又同以彼藏之沙汰人并分水奉行之人、可為此米沙汰人、於自餘

者、縱雖為井守不可綺事、^{（緒）}

一、井料米之下向、向後者、每度以衆議可下行之、（下略）

右彼新池者、開山菩薩之御草創、當所要水之井池也、（下略）

この新池と井料米を管領するのは寺本奉行と寺僧奉行で共に律家である。分水時には、彼等によってその雑務に携わる「彼役人」（分水奉行）が任命され、郷民・淨人の内から三・四名の井守が選ばれた。この分水奉行の任命に寺僧の事柄を扱う寺僧奉行が係っていることから、分水奉行は寺僧と考えてまず誤りないであろう。また分水奉行は寺本奉行・寺僧奉行の下で官物沙汰人と共に井料米を管理する沙汰人となっている。律家の奉行が新池と井料米を管領していること、律家の衆議が井料米の下行を決定していること、律家がこの置文を作成していることから、^{（50）}

西大寺新池とその井料米に関する権限は律家が完全に掌握していたと理解される。一方寺僧の立場は、律家の指示に従って分水時に雑務を担当する者であった。また寺僧がこのような専門の役人に任命されることは、彼等が雑務にたけた能力を有する器用な者であったことを示している。⁽⁵¹⁾その能力は郷民等が井守に選ばれているのと同じく、彼等が在地の上属農民である故に備わったものと思われる。

以上、この章では役職補任・検断・荘園管理・用水管理について南北朝期の置文を中心に分析した。そこでは律家が支配者として実権を掌握し、寺僧は全く権限なき状態で西大寺寺院組織機構の末端に位置付けられ、律家の命令に従い下部・郷民等と共に雑務に携わる立場の者に過ぎなかったのである。またそのことは寺僧が雑務にたけた能力を有する上層農民であったことを物語っている。さてこれらの置文に示された状況は現実そのものであったのだろうか。残念ながら現実の状況を具体的に示す史料は少ない。しかし前述した如く一三七一年（応安四）の定賢房殺害事件では、一三六七年（貞治六）の「検断規式条々」に従って検断が行われていた。この点を考慮すれば、これらの置文が現実に機能していたとみるべきであり、置文の中に現われた律家・寺僧の立場とその役割は現実とそれ程違わないであろう。

三 律家による支配の整備

一三五四年（文和三）の寺僧の次郎入道殺害事件で、寺僧と律家とが対立した時のお互いの主張から、当時の西大寺の制法について知ることができる。寺僧は「彼入道本盗犯之上、今又夜中苗用候、此条者律家三ヶ条之制法、寺僧二ヶ条制法、五ヶ条禁制之内也、而彼入道破所之制法之間、任法致其沙汰候」と述べ、次郎入道殺害の正当性

を主張した。一方律家は「黒白一同五ヶ条之制法者、律家三ヶ条者麦盜・苗盜・薪盜、白衣二ヶ条者穂拾并田餅買也、此外都無別制、若夜苗用入者、可為六ヶ条之制法歟、而六ヶ条制法事者、古今更其儀不聞如何」とその不当性を主張した。⁽⁵²⁾ 寺僧・律家が共に寺僧二ヶ条、律家三ヶ条の計五ヶ条の制法に言及していることから、当時西大寺には五ヶ条の制法が定められていたのであろう。そして寺僧が律家への返答に窮したことは、律家の主張が正當なものであることを示している。その五ヶ条の内容は麦盜・苗盜・薪盜・穂拾・田餅買であつた。この一三五四年（文和三）にはまだ「黒白一同」の五ヶ条の制法しか存在していなかったのである。

しかし、これから僅か一三年後の一三六七年（貞治六）には律家によって「検断規式条々」が作成され、殺害・刀傷・悪口并打擲・盜犯・沽酒・放火・罪科人寄宿・一向念佛衆・犯他妻・旧制違犯の一〇項目にわたつて刑罰が決められた。また一三五八年（延文三）には「森屋庄年貢支配置文」・「森屋庄五ヶ条置文」が、一三五九年（延文四）には「西大寺新池并井料米置文」が制定された。このことは文和から貞治にかけて律家の支配が急速に制度的に整備されてきたことを物語っている。当時西大寺では一三五四年（文和三）の寺僧と律家の対立、一三五六（延文元）の寺僧菅原琳俊武藏房の西大寺に対する闘争、⁽⁵⁴⁾ 一三六〇年（延文五）の西大寺別當と律家の対立、⁽⁵⁵⁾ 鎌倉末期から南北朝初期にかけての森屋庄での「方々違乱」等から、弘安以来の律家の支配が激しく動揺していたと推測される。このような状況を克服するために、律家は早急に前述した如く検断以下種々の事柄にわたつて置文を作成しなければならなかったのであろう。一三二九年（元徳元）の律家の寺僧支配の要である寺僧奉行の出現や一三〇三年（嘉元二）の無名入文の制定等、律家は鎌倉末期から徐々に支配機構の整備に努めているが、特に文和から貞治にかけての時期は、律家の支配機構の整備において画期的な時期であつた。⁽⁵⁶⁾

おわりに

最後に律家の支配の特質について簡単に触れておく。在地の上層農民である寺僧が一たび一致団結して律家に反抗した場合、その出身が全国各地に散在し、寺僧の如き在地性を有さない律家は独力でそれを抑えることができず、常に興福寺等の上級権力を頼まなければならなかった⁽⁵⁷⁾。このような律家の支配の在り方は、寺僧だけでなく大和の西大寺領の百姓に対してもみられた。一三六八年（応安元）一二月八日の「西大寺寺本田畠所當米公事請文」の宛所には、「西大寺御奉行所」と「六方衆御中」が並記されている。この寺本田畠は西大寺の根本所領ともいべきものであり、興福寺の管領する田畠は存在していなかった。そのことから「六方衆御中」の記載は、律家が興福寺の権力と権威を背景に初めて百姓に対し強力に支配できたことを物語っている。一三五二年（文和二）の森屋庄の「百姓等請文」でも同様に「令存私曲構申虚誕者、為六方可蒙重料」と記載されている。

以上、弘安以降西大寺運営の実権を握った律家は鎌倉後期から南北朝期にかけて支配機構の整備に努め、特に文和から貞治にかけては動揺していた支配を再建するために種々の置文を作成し、在地の上層農民である寺僧を寺院組織機構の末端に位置付けることに成功した。律家によるこのような支配機構の整備は、寺僧の律家に対する度々の抗争にみられるように、寺院組織内部をも含めた広範囲な分野で闘争を展開するようになった百姓勢力と対抗するためになされたものである。特に寺院上層部にとって支配を貫徹するためには、寺院組織内部の動揺の張本人である百姓出身の寺僧等を、忠実な走狗として位置付けることが早急の課題であったと思われる。そして彼等が支配を維持するためには、器用な者である百姓出身の寺僧を寺内から追放することはできず、それ故に領主支配は常に

寺院組織内部に階級矛盾を内包せざるを得なかった。

さらに、本寺である興福寺権力が、律家の支配機構の整備とその支配を背後から支持し、保障した点から、西大寺寺院組織機構の機能と役割を解明するためには、当然興福寺と西大寺の本末組織まで分析しなければならない。そのことについてはまた機会を改めて述べることにする。

注

(1) 最近の寺院研究に関する論文については拙稿「中世大和の寺院と在地勢力——西大寺を中心にして——」(『ヒストリア』第八五号)の注1・2・3を参照して頂きたい。

(2) 前掲拙稿。

(3) 西大寺を扱った論文には、黒田俊雄「村落共同体の中世的特質」(『日本中世封建制論』)、田中稔「西大寺における『律家』と『寺僧』——文和三年『西大寺白衣寺僧沙汰引付』をめぐる——」(『仏教芸術』六二号)、太田順三「西大寺の領域的支配の確立と絵図」(竹内理三博士古稀記念会編『続莊園制と武家社会』)等がある。

(4) 前掲拙稿。拙稿について多くの方々から貴重な御意見を戴いた。入間田宣夫氏は西大寺寺僧は上層農民というよりもむしろ地主という性格が強いのではないかと御指摘下さった。私も彼等は一般の作人というよりも地主職を保有する者であると推測している。そこで彼等が生産活動から全く遊離した寄生地主的な者であるのか、それとも在地の上層農民にとどまっている者なのかという点で、寺僧琳俊が隠田等のために西大寺から訴えられていること、また寺僧の大半が西大寺に常住していないことを考慮すれば、彼等は在地の上層農民と理解すべきであろう。また田中稔氏は、寺僧は在地の百姓身分の者というよりもむしろ侍身分の者に匹敵すべきものではないかと御指摘下さった。当然そのような者も含まれているだろうが、寺僧を在地の侍身分に限定することは問題がある。私は百姓身分の上層の者は常に侍身分に上昇する可能性を有し、双方の境目は明確ではないと考えている。それ故に寺僧の中

に上層農民が進出することも十分ありうるであろう。一二八五年（弘安八）の大和の百姓から興福寺に提出された「悪党交名注進状」には「ワツカニたみのスヘニテ候物カ、今ハ寺僧トカウシテ、ヲモウサマニフルマイ候」（『春日神社文書』第一卷五五八）と記載されている。そしてこのような身分の流動性が中世身分制の特質の一つであると思われる。

- (5) 田中稔氏は「文和三年に見える『執行』および『執行代』は共に琳俊であり、『執行』は『執行代』の誤りというよりはむしろ『代』を省略したものと考ええる。（中略）執行職は律家が握り、その代官として執行代が置かれたのではなからうか」と述べておられる（田中前掲論文）。同様に寺主と寺主代、公文と公文代が同一人物の場合もある。しかし「寺主職補任状案」・「公文職補任状案」が存在することから、寺主・公文・上座・執行を単に「代」の省略したものとして理解してよいかは疑問に感じる。

- (6) 弘安五年六月西大寺四王金堂六口淨行職補任状案（奈良国立文化財研究所蔵写真版『西大寺文書』。——以下『西大寺文書』の場合は略す）。

- (7) 弘安五年六月一七日西大寺當行衆交名注進状。

- (8) 康安二年四月春清陳状。

- (9) 稻葉伸道「中世東大寺寺院構造研究序説」（『年報中世史研究』創刊号）。

- (10) 文和三年六月西大寺白衣寺僧沙汰引付。

- (11) 「為秋篠沙汰」と記載されていることから鎌倉末の西大寺と秋篠寺の相論の時に借用したものと考えられる。

- (12) 応安六年二月西大寺寺主職補任状案。

- (13) 康安二年五月三日奉行円□契約状。

- (14) 嘉元三年閏二月西大寺四王金堂六口淨行職補任状。

- (15) 前掲拙稿。

- (16) 注（6）と（14）。

- (17) 田中前掲論文。

- (18) 弘安元年七月八日西大寺別当法印乘範置文。
- (19) 『興福寺別当次第』（『統々群書類従』第二卷）・『興福寺三綱補任』（『統群書類従』第四輯下）。
- (20) 延文元年六月一六日範宗書状。
- (21) 注（19）。『興福寺三綱補任』の範定は範宗の誤りであろう。
- (22) 東寺では僧綱別当と凡僧別当があり、凡僧別当は少別当とも称し、僧綱に容易になれなかった東寺寺僧の中から補任されたが、一一四五年（久安元）以後寺務の進止にかかるものとなり、寺僧以外の寺務の執事がこれを所帯する場合もあり、寺務の代官としての性格をもつが、一応東寺一寺の統括者であり、寺務と寺僧との連絡調整にあたったことが指摘されている（富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」〔『京都府立総合資料館紀要』第八号〕）。
- (23) 田中氏は律家の本拠が寶塔院であり、寺僧の本拠が四王院であったことを指摘されている（田中前掲論文）。
- (24) 注（10）。
- (25) 東京大学所蔵。『奈良六大寺大観・西大寺』。
- (26) 延文四年十一月一〇日西大寺新池井井料米置文。
- (27) 寺僧は白衣寺僧・白衣僧・白衣方と呼ばれ、律家は僧中・律家方・律衆・黒衣方と呼ばれた（田中前掲論文）。黒田俊雄氏は白衣寺僧は興福寺支配下の大和各地に散在した白人または白衣神人に近いものであらうと指摘されている（黒田前掲論文）。
- (28) 注（8）。
- (29) 康安二年二月一日寺僧重賢訴状。
- (30) 注（13）。
- (31) 貞治五年二月二五日西大寺白衣寺僧座席請文。
- (32) 田中氏は寺僧の役職の補任に関して律家の評定を経ねばならなかったことを指摘されている（田中前掲論文）。
- (33) 弘安二年二月一二日西大寺当行供注進状。同三年正月一九日西大寺当行供注進状。
- (34) 文安三年六月西大寺寺主永覚請文案（『額安寺文書』六六〔郡山市史』）。

(35) 田中前掲論文。

(36) 前節で「衆僧」が「寶塔院和合衆」を指したこと、一三五九年(延文四)十一月一日の「西大寺新池并井料米置文」に「且為奉助先師之素意、且依思有将来之失墜、上件條々為衆議所定置也」と記載され、これを作成した「衆議」が「先師」つまり叙尊の弟子によって構成されていたこと、「検断規式」が律家によって作成されたことから、この衆会も律家によって構成されていたと推測される。当時の西大寺文書に記されている「衆僧」・「衆議」・「衆会」のほとんどが律家によって構成されていたと考えられる。

(37) 一四五一年(宝徳三)六月二五日に「行者淨人不可馮俗人等別主事」という禁制が綱維義實・知事唯一の署名で出されている。この署名者の中に寺僧奉行が含まれていないことから、行者・淨人は寺僧方ではなく、律家方の下部である。なお名称からみて彼等は寺院内で「行」をする者であると推測される。

(38) 『大日本史料』では「寺僧奉行」が「寺僧・奉行」となっている。太田順三氏も同様に読まれ、犯科人が寺僧・郷民の場合に寺僧方が律家方奉行人と協同して対処すると指摘されている。しかしこの「寺僧奉行」の言葉が「知事」という役職と対になって使用されていることから、律家の役職である寺僧奉行を指すものとみるのが妥当である。また太田氏は前述のような認識から、この検断規式は律家が寺僧の同意を得て定めたと考えておられる。しかし寺僧の同意を示した言葉はこの規式の中には見られず、寺僧の置かれた立場からしてこの規式は律家の一方的なたちで作成されたものと理解すべきである(太田前掲論文)。

(39) 応安四年七月二九日定賢房殺害検断記録。

(40) 永享八年の律家の「西大寺坊々寄宿末寺帳」を二聖院常住の者が記している。このように二聖院は律家の建物である。

(41) 注(36)。

(42) この寄進状によれば、西大寺森屋庄は大和国城下郡東郷八条三里二坪・二三坪・二四坪・二七坪に存在する。

(43) 一一月一四日後醍醐天皇綸旨。

(44) 延文三年二月二五日森屋庄五ヶ条置文。同年二月森屋庄年貢支配置文。これらの署名者は律家によって作成さ

れた延文四年の「西大寺新池并井料米置文」の署名者と一名を除き一〇名が一致する。注(36)を参照。

(45) 前掲拙稿。

(46) 稲葉前掲論文。

(47) 渡辺澄夫「公武権力と荘園制」(旧『岩波講座日本歴史』中世二)。

(48) 永島福太郎『奈良文化の傳流』第六章。

(49) 宝月圭吾『中世灌溉史の研究』第四章。

(50) 注(36)。

(51) 宝月氏は、領主が用水に関して特に専門の役人を選定し、その事のみに當たらしめた例も頗る多く、西大寺新池の置文の中に見える分水奉行・井守の任命は何れもこうした意味を有するものであると指摘されている(宝月前掲論文)。

(52) 注(10)。

(53) 注(10)。

(54) 延文元年四月一日綱維円空・寺本奉行淳宣・寺僧奉行円如契約状等。

(55) 延文五年八月西大寺別当与律家検断相論沙汰引付等。

(56) 永原慶二氏は、郷民たちが投書権をもつことから、本来それが村落共同体の自治的な慣習にもとづくものであると考え、西大寺の定めた検断規式条々はまさしく村落共同体的規範を支配の制度に全面的に再編したものであるという鋭い指摘をなされている。(「村落共同体からの流出民と荘園制支配」(『日本中世社会構造の研究』)。もしそうであるならば、律家の支配機構の整備は在地の上層農民である寺僧等の自治的組織を骨抜にすることによって形成されたと言えるであろう。

(57) 前掲拙稿。